

千葉県男女共同参画(第3次)計画策定に関する申し入れ

2010年9月28日

第3次男女共同参画計画の骨子案の修正された表現について、女子差別撤廃条約(以下条約)、男女共同参画社会基本法(以下基本法)、男女雇用機会均等法(以下均等法)にのっとして申し入れます。

9月13日、骨子案が修正されてHPに掲載されました(リンク先を明記)。その修正された骨子案は条約や基本法の趣旨や条文に反していると考え、ここに意見・提案を申し入れます。

1、修正骨子案の問題点

1. 労働の場における男女平等の文言が削除されていますが、復活すべきです。

条約第11条は、「男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」と明記しています。確保すべき権利は、同一雇用機会など6点にわたり、どれも千葉県をはじめ日本では確保されていません。この現実に対し、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に再三改善を求め、2009年8月7日付け最終見解(以下最終見解)は、「本条約第11条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する」としています。条約は、日本政府のみならず地方政府が順守すべき責務を持つ国際法であり、千葉県も真摯に対応すべきです。

加えて、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法においても明記されている「男女平等」という表現が千葉県男女共同参画計画から削除されることは、あってはならないと考えます。男女共同参画の英訳はgender equalityであり、この英語の和訳は男女平等です。つまり男女平等と男女共同参画はほぼ同義語であることから鑑みても、男女平等を削除することは不見識きわまる行為と考えます。

2. 学校教育における男女平等教育の文言が削除されていますが、復活すべきです。

条約第10条は、「教育的分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」と明記しています。①後半部同様、男女平等を削除することは不見識きわまる行為と考えます。

3. 男女共同参画を妨げるような社会的制度や慣行の見直しが目標から削除されていますが、復活すべきです。

条約第5条に明記されているように、「両性いずれかの劣等生もしくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」を、日本は求められてきました。しかし、日本の取組みが不十分であり、最終見解第29、30項は、「意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関

する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する」と明言しています。

4. 政策方針決定過程における男女共同参画の促進が目標から削除されていますが、復活すべきです。

日本の政策方針決定過程が男性偏重であることは、国会議員（下院）の世界ランク186カ国中121位であること（IPU）を始めいくつかの国際機関の調査によって自明の事実です。最終見解第41項は、日本のこの女性比率の低さに懸念を示し、「事実上の男女平等の実現を加速させるため、…（中略）…特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する」としています。しかも最終見解は、この政策方針決定過程への特別措置については、来年7月まで日本政府にその進捗状況の報告を求めており、日本全体で喫緊に取り組むべき最優先課題の一つなのです。

5. 「社会全体での子育て・介護の支援」が「子育て・介護への支援」と変更されましたが、元の表現に戻すべきです。

最終見解は、「依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する」と、日本に対して、家庭・家族責任を女性中心であることを変えるよう勧告しています。すなわち、男性はもちろん社会全体での子育て・介護に向けての施策が望まれているのであり、「社会全体」を復活すべきです。

2、骨子案の問題点

修正以前の骨子案にも問題があります。

1. 「異性に対する暴力」の文言は、「女性に対する暴力」にすべきです。

異性に対しても同性に対しても、暴力は根絶すべきですが、男女共同参画計画では男性から女性への暴力が圧倒的に多いことに注目し、それを可視化することによって女性の人権侵害である女性への暴力根絶を図るものです。最終見解においても、「女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第19号を十分に活用することを締約国に要請する」と強い表現で改善を求めています。

3、策定過程の問題点

このたびの修正骨子案は、前回第2次の計画策定スケジュールや策定手法に比べ、県民の声を広く聞く姿勢が見えません。インターネットアンケートやHPに結果を掲載するだけでは、その議論経緯が不明ですし、しかも一部の県民にしか伝わりません。個人的に入手した、この修正がなぜ行われたかについての説明文（懇話会委員に配布）によると、日本政府が超党派で批准した女子差別撤廃条約を否定するような発言が散見されました。このような発言をするようなメンバーが主導となって進められた、修正骨子案の策定過程に、強く異議を申し入れます。